

令和 7 年度五木村栗鶴川における 小水力発電事業公募資料作成業務委託仕様書

1 委託業務名 令和 7 年度五木村栗鶴川における小水力発電事業公募資料作成業務

2 業務の目的

五木村は、令和 4 年 3 月に脱炭素社会の実現に向けた「五木村ゼロカーボンシティ 2050」宣言を行い、2050 年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指している。今回は、その取組みの一環として五木村栗鶴川における小水力発電事業を計画しており、一般社団法人新エネルギー財団の「水力発電導入加速事業費」を用いた事業の可能性調査及び基本設計により事業性評価を行い事業者の公募をするための資料作成を目的としている。

ついては、事業を確実かつ順調に遂行するため、業務を委託により行うが、業者の選定にあたっては、提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザル方式にて実施する。

3 業務場所 熊本県球磨郡五木村甲地内（別添位置図、写真のとおり）

4 契約期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日までとする。

5 業務内容

小水力発電の事業性評価を行うのに必要な次の項目に取り組むこと。

項目	内容
①公募資料作成	・ 発電事業者の公募を行う際の資料を発注者と協議のうえ作成する。 募集要項、様式関係、公募時の事業者参加資格条件、事業者選定基準（審査方法）、発電収入の取扱い、その他必要な資料

6 成果品

本業務における調査、検討の結果をとりまとめ、業務報告書を作成すること。成果品は各年度に提出するものとする。

- ・ 業務報告書（A4両面により製本されたもの） 2 部
- ・ 上記報告書と図面の電子データ（CD-R） 2 枚
- ・ 公募資料 1 式

7 成果品の帰属

成果品に対して、著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利は成果品の引

渡しと同時に村に移転するものとする。ただし、受託者が村の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 その他

- (1) 実際の作業の際に不明な事項、疑義等が発生した場合は、村と適宜協議を行うものとする。
- (2) 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、協議のうえ、本業務内容を変更することができる。
- (3) 委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとし、受託者はその求めに応じなければならない。
- (4) 受託者は業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らすことはできない。
また、業務終了後も同様である。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに村が必要と認める停止や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。
- (6) 業務に必要な資料で村が所有している提供可能な資料については、貸与する。
この場合は、業務完了後、速やかに返却すること。